

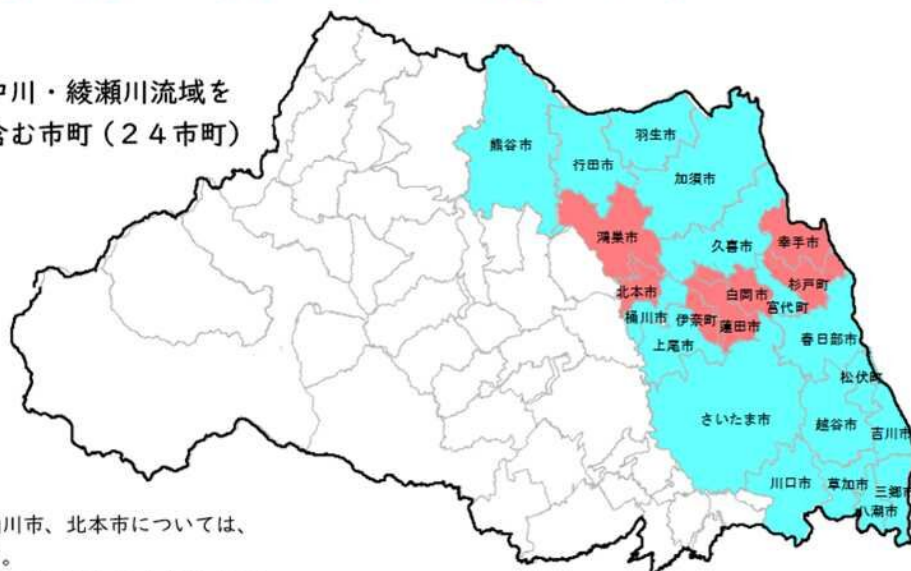
雨水流出抑制施設の設置に関する許可窓口

現在、埼玉県内においては、開発行為に対して面積規模に応じて、県または市町村の条例・要綱等により、雨水流出抑制対策（貯留・浸透施設の設置）をお願いしております。

令和7年7月1日から、中川・綾瀬川流域においては、特定都市河川浸水被害対策法（以下、「特定都市河川法」という。）が全面的に適用され、流域内の市町において宅地等以外の土地で行う1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為（土地の締固めや開発などにより雨水が染み込みにくくなる行為）には、知事等の許可が必要となり、流出雨水量の増加について対策（貯留・浸透施設の設置）を求めます。（特定都市河川法第30条の許可）**許可の窓口は、対象面積や市町により異なりますのでご注意ください。**



中川・綾瀬川流域を
含む市町（24市町）



※ さいたま市、熊谷市、川口市、加須市、鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市については、市町内の一部地域が中川・綾瀬川流域でない場合もあります。
詳細な範囲については、以下の中川・綾瀬川流域の特定都市河川に係る HP を参照ください。
<https://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa01157.html>（国土交通省 HP）

権限移譲済市町、政令中核市
権限移譲なし市町（5市2町）

<対象面積 1,000 m²以上～1 ha 未満>

*別途、各市町の条例・要綱等（※）に基づく対策との調整が必要です。

＜特定都市河川法の許可事務を市町が実施＞

(政令指定都市、中核市)

○さいたま市 ○川口市 ○越谷市

(権限移譲市町)

○熊谷市 ○行田市 ○加須市 ○春日部市 ○羽生市

○上尾市 ○草加市 ○桶川市 ○久喜市 ○八潮市

○三郷市 ○吉川市 ○宮代町 ○松伏町

雨水浸透阻害行為許可
(特定都市河川法)

開発行為に伴う許可
(各市町条例・要綱等)

各市町 担当課・所 (※)

＜特定都市河川法の許可事務を県が実施＞

○鴻巣市 ○北本市 ○伊奈町 ○蓮田市 ○幸手市

○白岡市 ○杉戸町

雨水浸透阻害行為許可
(特定都市河川法)

開発行為に伴う許可
(各市町条例・要綱等)

県 河川砂防課

各市町 担当課・所 (※)

！注！窓口が分かれています

<対象面積 1 ha 以上>

*別途、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（県雨水条例）の許可が必要です。

(政令指定都市、中核市)

○さいたま市 ○川口市 ○越谷市

雨水浸透阻害行為許可
(特定都市河川法)

雨水流出増加行為許可 (県雨水条例)

各市 担当課・所 (※)

県 河川砂防課

！注！窓口が分かれています

政令指定都市、中核市を除く、全ての流域市町

雨水浸透阻害行為許可
(特定都市河川法)

雨水流出増加行為許可
(県雨水条例)

県 河川砂防課

※各市町の条例・要綱に関する基準及び窓口は裏面をご確認ください。

〔特定都市河川法の雨水浸透阻害行為の許可に関するお問い合わせの窓口〕

埼玉県：河川砂防課 計画調査・流域治水担当 TEL:048-830-5164 FAX:048-830-4865

- ・令和7年3月31日までは県河川砂防課で対応いたします。
- ・令和7年4月1日からは、各市町の窓口で対応いたします。
- ・特定都市河川法全般のお問い合わせは、
国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所 計画課 総合治水係 TEL：04-7125-7318

〔開発行為に伴う雨水流出抑制対策に関する基準や申請・お問い合わせの窓口〕

- さいたま市：都市計画法に基づく開発許可等手引書（技術基準編）
（見沼区、岩槻区）北部建設事務所 河川整備課 TEL：048-646-3231
（緑区）南部建設事務所 河川整備課 TEL：048-840-6231
- 熊谷市：雨水流出抑制施設の手引き
河川課 TEL:048-524-1111(代)
- 川口市：川口市雨水流出抑制指針・マニュアル
河川課 管理係 TEL：048-280-1209
- 行田市：行田市開発行為等に関する雨水流出抑制施設設置基準
道路治水課 治水担当 TEL:048-550-1553
- 加須市：加須市住みよいまちづくり指導要綱
治水課 治水計画担当 TEL:0480-62-1111
- 春日部市：春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例（技術基準）
河川課 河川整備担当 TEL:048-736-1134
- 羽生市：羽生市雨水流出抑制施設設置基準
建設課 治水係 TEL:048-561-1121(内線 251)
- 鴻巣市：鴻巣市雨水排水流出抑制施設設置基準
道路課 計画担当 TEL:048-541-1321
- 上尾市：上尾市開発事業指導要綱
建設管理課 占用・管理担当 048-775-8597
- 草加市：草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例
河川課 計画係 電話 048-922-2172
- 越谷市：越谷市まちの整備に関する条例
河川課 TEL:048-963-9203
- 桶川市：桶川市雨水排水流出抑制施設設置指導基準
道路河川課 河川係 TEL:048-788-4955（直）
- 久喜市：久喜市開発行為等指導要綱細則
都市計画課 開発指導係 TEL:0480-22-1111
- 北本市：北本市雨水流出抑制施設設置基準
建築開発課 指導担当 TEL：048-594-5550
- 八潮市：八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例
道路治水課 建設管理係 TEL:048-996-3422（直通）
- 三郷市：雨水浸透阻害行為許可
河川課 治水管理係 TEL:048-930-7735
三郷市開発事業等の手続等に関する条例
開発指導課 開発指導係 TEL:048-930-7742
- 蓮田市：蓮田市雨水排水流出抑制施設設置基準
道路課 管理担当 TEL：048-768-3111
- 幸手市：幸手市開発行為等指導要綱
建築指導課 開発指導担当 TEL:0480-43-1111
- 吉川市：吉川市まちづくり整備基準条例
河川下水道課 総合治水担当 TEL:048-982-9981
- 伊奈町：伊奈町開発行為等に関する指導要綱
都市計画課 都市計画係 TEL:048-721-2111
- 宮代町：宮代町雨水排水処理基準
まちづくり建設課 建築開発担当 TEL:0480-34-1111（内線 344・345）
- 白岡市：白岡市開発行為等指導要綱
建築課 開発指導担当 TEL:0480-92-1111（開発許可に関すること）
上下水道課 管理担当 TEL:0480-92-1645（雨水流出抑制施設設置基準等に関すること）
- 杉戸町：杉戸町開発行為等指導要綱
建築課 開発建築指導担当 TEL：0480-33-1111（内線 345・346）
- 松伏町：雨水浸透阻害行為許可
まちづくり整備課 土木担当 TEL:048-991-1823
松伏町宅地開発指導要綱、都市計画法に基づく開発許可制度の解説
新市街地整備課 開発建築担当 TEL:048-991-1858
- 埼玉県：雨水流出抑制施設の設置等に関する条例
河川砂防課 計画調査・流域治水担当 TEL:048-830-5164 FAX:048-830-4865

お問い合わせ先

埼玉県 河川砂防課 計画調査・流域治水担当

電話：048-830-5164 E-mail:a5120-15@pref.saitama.lg.jp